告示

○金融庁告示第十三号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二条第二項、第四十二条の二第二項及び第四十三条第二項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十九年四月三日

金融庁長官　森　信親

第一条中第四十二号及び第四十三号を削り、第四十四号を第四十二号とし、第四十五号から第四十七号までを二号ずつ繰り上げ、第四十八号を削り、第四十九号を第四十六号とし、第五十号から第六十四号までを三号ずつ繰り上げ、第六十五号を削り、第六十六号を第六十二号とし、第六十七号から第七十号までを四号ずつ繰り上げ、第七十一号中「みずほ信不動産販売株式会社」を「みずほ不動産販売株式会社」に改め、同号を第六十七号とし、第七十二号を第六十八号とし、第七十三号から第九十号までを四号ずつ繰り上げ、第九十一号及び第九十二号を削り、第九十三号を第八十七号とし、第九十四号から第九十八号までを六号ずつ繰り上げ、第九十九号中「常和不動産株式会社」を「ユニゾ不動産株式会社」に改め、同号を第九十三号とし、第百号を第九十四号とし、第百一号を削り、第百二号を第九十五号とし、第百三号中「ＢｌｕｅＭｏｕｎｔａｉｎ　Ｃａｐｉｔａｌ　Ｐａｒｔｎｅｒｓ（Ｔｏｋｙｏ）Ｌｔｄ.」を「Ｆｉｓｈｅｒ　Ｉｎｖｅｓｔｍｅｎｔｓ　Ｊａｐａｎ」に改め、同号を第九十六号とし、第百四号を第九十七号とし、第百五号から第百十号までを七号ずつ繰り上げ、第百十一号を削り、第百十二号を第百四号とし、第百十三号から第百十九号までを八号ずつ繰り上げ、第百二十号中「ＴＦＭ　Ａｓｓｅｔ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ　ＡＧ」を「Ｊｕｌｉｕｓ　Ｂａｅｒ　Ｗｅａｌｔｈ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ　Ｌｔｄ.」に改め、同号を第百十五号とし、第百二十四号を第百十六号とし、第百二十五号を削り、第百二十六号を第百十七号とし、第百二十七号を削り、第百二十八号を第百十八号とし、第百二十九号から第百三十四号までを十号ずつ繰り上げ、第百二十四号の次に次の一号を加える。

百二十五	株式会社ウエルス・スクエア

同条中第百三十五号を第百二十六号とする。

第二条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第四十四号までを一号ずつ繰り上げる。

○総務省告示第百三十八号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第十六条の四の四第一項に規定する前々年度の全国の市町村たばこ税の額の合計額として総務大臣が定める額は、九千三百六十一億二千九十万三千円とする。

平成二十九年四月三日

総務大臣　山本　早苗

○法務省告示第百六十八号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

平成二十九年四月三日

法務大臣　金田　勝年

東京法務局所属	林　正彦
東京法務局所属	小尾　仁
名古屋法務局所属	岩井　隆義
熊本地方法務局所属	岩津　郁

○外務省告示第百十八号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第四条第一項の規定に基づき、左記の地域を「外国公館等周辺地域」として指定する。

平成二十九年四月三日

外務大臣　岸田　文雄

記

一　在名古屋中華人民共和国総領事館周辺地域

地域	期間
名古屋市東区	平成二十九年五月一日から平成三十年五月一日まで
泉一丁目（十八番から二十一番まで）	
泉二丁目（十九番から二十九番まで）	
泉三丁目（十九番から三十一番まで）	

二　在札幌中華人民共和国総領事館周辺地域

地域	期間
札幌市中央区	平成二十九年五月十二日から平成三十年五月十一日まで
南九条西二十三丁目（四番）	
南十条西二十三丁目（一番及び三番）	
南十一条西二十二丁目	
南十一条西二十三丁目	
南十二条西二十一丁目	
南十二条西二十二丁目	
南十二条西二十三丁目	
南十三条西二十一丁目	
南十三条西二十二丁目	
南十三条西二十三丁目	
南十四条西十八丁目（四番から六番まで）	
南十四条西十九丁目	
南十五条西十九丁目	
伏見一丁目	
伏見二丁目（一番から五番まで）	
旭ヶ丘一丁目（三番、七番から十一番まで及び十三番）	
旭ヶ丘二丁目	
旭ヶ丘三丁目	
旭ヶ丘四丁目	
旭ヶ丘五丁目	
旭ヶ丘六丁目（一番）	

地域	期間
東桜一丁目（四番から八番まで、十三番及び十四番）	平成二十九年五月十二日から平成三十年五月十一日まで
東桜二丁目（一番から十七番まで）	
側端の一方のみが右の区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。	

三　在大阪中華人民共和国総領事館周辺地域

地域	期間
大阪市西区	平成二十九年五月十二日から平成三十年五月十一日まで
江戸堀二丁目（四番から八番まで）	
江戸堀三丁目	
京町堀二丁目（五番から十四番まで）	
京町堀三丁目	
靭本町二丁目	
靭本町三丁目	
西本町二丁目	
西本町三丁目	
江之子島一丁目	
江之子島二丁目	
阿波座二丁目（二番から四番まで）	
立売堀二丁目（二番、三番及び五番）	
立売堀三丁目（一番から三番まで及び六番から八番まで）	
立売堀四丁目（一番から四番まで及び六番から十一番まで）	
立売堀五丁目（一番から六番まで）	
立売堀六丁目（一番から三番まで、五番及び七番から九番まで）	
側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。ただし、府道大阪伊丹線を除く。	

四　在福岡中華人民共和国総領事館周辺地域

地域	期間
福岡市中央区	平成二十九年五月十二日から平成三十年五月十一日まで
地行浜一丁目	
地行二丁目	